

小林小学校・平尾小学校における学校再編の実施に伴う就学校の指定の変更について

1 大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則第15条第1項第5号の適用について

(1) 趣旨

大阪市立学校活性化条例等に基づき、小林小学校と平尾小学校を統合することとしているが、令和7年度に小林小学校に在籍する児童については、学校選択時点においてこの統合は予定されていなかったことから、大正区としては、小林小学校以外の小学校を選択できる機会を保障する必要があると考えている。なお、対象者については、令和7年度に小林小学校の第1学年から第3学年に在籍している児童、即ち、小林小学校で卒業を迎えることができない児童とする。

実施にあたっては、当該児童が新しい教育環境において、できる限り長く学校生活を送ることができるよう、統合を待たずに、就学校の指定の変更（以下「指定校変更」という。）を可能とする。また、保護者の負担を軽減するため、当該指定校変更を行った児童の兄弟が、当該児童と同じ学校に就学を希望する場合についても指定校変更を行うことができることとする。

(2) 対象者

令和7年度に小林小学校の第1学年から第3学年までに在籍する児童

(3) 指定校変更対象校への就学時期

- ・令和8年4月
- ・令和9年4月
- ・令和10年4月

(4) 指定校変更対象校

三軒家西小学校、泉尾東小学校、中泉尾小学校、北恩加島小学校、南恩加島小学校、鶴町小学校、泉尾北小学校、平尾小学校、三軒家東小学校

(5) 実施内容

- ・令和7年度に小林小学校の第1学年から第3学年までに在籍している児童について、指定校変更を行うことにより、令和8年4月、令和9年4月、令和10年4月のいずれかの時期に指定校変更対象校へ就学することができることとする。ただし、指定校変更の申請は1回限りとする。
- ・指定校変更を行う児童の兄弟が、当該児童と同じ学校に就学を希望する場合についても、指定校変更を行うことができることとする。なお、就学する時期は指定校変更を行った児童と同じ時期とする。

2 上記1に伴う「大正区の就学制度改善の方針」の改正について

別紙のとおり改正する。

大正区の就学制度改善の方針

① 学校選択制について

- 小学校 「自由選択制」
- 中学校 「自由選択制」

② 実施時期について

- ・平成 31 年 4 月

③ 基本内容

(a) 選択の機会・対象者

- ・選択の機会は、小中学校に入学する際の 1 回のみ。
 - ・対象者は、翌年度、小中学校に入学予定の区内在住者。
 - ・入学後、進級時等で、学校を選択することはできない。
 - ・転入者は、選択範囲の学校の中から、受け入れに余裕のある学校を選択できる。
- ただし、通学区域内の児童生徒だけで教室不足になる可能性があり、受け入れができない学校は選択できない。

(b) 選択できる範囲

- ・大正区内での学校選択とする。
- ・通学区域は残し、通学区域内に居住する児童・生徒は、必ず通学区域の学校に就学できるものとする。

(c) 各学校の受け入れ

- ・学校の教室数には限りがあるため、通学区域外からの児童生徒の受け入れが可能な学校を対象に受け入れを実施する。
- ・学校選択による生徒数の増加を理由とした校舎の増築等の対応は、原則として行わない。
- ・通学区域内に居住する児童生徒だけで教室不足となる可能性が高い学校については受け入れ制限を行う。
- ・収容対策上、通学区域外から受け入れできない学校については、毎年度、各学校の受け入れ人数、学級数とあわせて公表する。
- ・受け入れ可能な学級数は、必ず入学を保障する通学区域内の就学予定の児童生徒の学級数に 1 学級分の増加を上限とする。

(d) 学校選択の希望調査

- ・希望順位については、第2希望まで複数校を希望できるようにする。
- ・毎年秋頃、翌年度入学予定者全員に、「学校案内」、学校希望調査票を送付する。
- ・学校選択の希望調査票は、定められた期間内に、通学区域内の学校を希望する場合も含めて全員、提出する。
- ・希望調査の結果は、ホームページ等で公表する。
- ・1週間程度の希望変更期間を設け、変更を受け付ける。変更申請を加えた希望調査の結果をホームページで公表する。

(e) 抽選

- ・選択希望者が多く、各学校の受け入れ可能人数を超える場合は、通学区域内の児童生徒は、必ず就学できることとし、通学区域以外からの希望者を対象として、公開抽選により、入学者を決定する。

(f) 選択における優先

- ・「きょうだい」「通学距離」「進学中学」については、抽選における優先事項とし、児童・生徒の実情にきめ細かく対応していきたい。
ただし、入学を必ず保障するものではない。
 - a きょうだい関係
 - ・選択した通学区域外の学校に兄や姉が在学する弟や妹については、抽選において優先扱いとする。
 - b 自宅からの距離
 - ・自宅から最も近い通学区域外の学校を希望する場合は、抽選において優先扱いとする。
 - c 進学中学校
 - ・小学校への入学時に進学中学校の異なる通学区域外の小学校を選択した場合、中学校進学時には、就学した小学校の進学中学校を希望する場合は、抽選において優先扱いとする。

(g) 通学

- ・小中学校ともに原則徒歩で、自転車の利用は禁止する。
- ・例外的に公共交通機関の利用を認める場合はあるが費用は保護者負担とする。

(h)制度の公正・公平な運用の確保

- ・他都市では、希望校の通学区域に居住するなど、優先扱いであれば、無抽選で就学できることから、生活実態のない住所地に住民登録を行うケースが生じており、学校選択制の公平・公正な運用を確保するため、職員が生活実態調査（実地調査）を行っている。虚偽の住民登録により住所を偽って入学したことが判明した場合、入学後でも転校を求めると注意喚起を行っている。
- ・大正区においても、現在、適正就学の取組を行っており、今後、学校選択制を実施した場合でも、他都市と同様の事例が生じることも想定されることから、制度の公平・公正な運用を確保するため、引き続き適正就学の取組を行っていく。
- ・大正区では、これまでより様々な人権課題について正しい理解と認識をもって行動していただけるよう、啓発等の取組を行ってきており、今後も引き続き取り組む。

(i)課題と対応

- | | |
|---|----------------------|
| a | 通学区域外から通学する児童生徒の安全確保 |
| b | 学校と地域との関係の整合性 |
| c | 学校の施設収容面での制約 等 |

a 通学区域外から通学する児童生徒の安全確保

- ・大正区では、ほとんどの地域でPTAや地域の方が、児童の登下校の見守り活動に取り組んでおり、学校選択制を実施した場合でも、引き続き見守り活動は必要である。
- ・指定外就学により通学区域外の学校に通う児童生徒の場合も、保護者責任を明確にし、通学区域外から通学区域内の集団登校の集合場所までは、保護者が付き添って連れてくるなど、工夫をして対応しており、学校選択制の場合も、同様の対応ができるのではないかと考える。
- ・通学区域外の学校を選んだ場合、通学は保護者責任であることを保護者が了解したうえで、卒業までの通学負担も考慮して、学校を選択してもらうよう周知に努める。

b 学校と地域との関係の整合性

- ・小学校区は、地域の自治組織の境界とほとんど一致している。また、学校は、地域コミュニティの核であり、地域の方の交流の場であり、防災の拠点施設でもある。
- ・保護者は、学校選択制の実施に関わらず、地域の取組等への参加意識が希

薄になっていると考えられるので、保護者に対して、地域活動やPTA活動への参加を促す。

- ・学校選択制を実施した場合、学校と地域との関係について、どのように整合性をとるのか、また従来の通学区域を越えたところで学校と地域の連携をどのような形で進めて行くのかについて、区で具体的に議論し検討する。

c 学校の施設収容面での制約等

- ・大正区の場合、通学区域に居住する児童生徒だけで教室不足になり、収容対策が必要になる可能性のある学校があり、希望者が受け入れ人数を超える場合は、抽選により就学者を決定せざるをえず、結果として、子どもや保護者の学校選択の希望が叶わない場合が生じる。
- ・学校選択の結果、特定の学校に児童生徒が集中することなどにより、学校間で児童生徒数の偏りが生じることが、他都市の事例で見受けられる。大正区では、学校の施設収容面での制約があること、また受け入れ可能な学級数は、必ず入学を保障する通学区域内の就学予定の児童生徒の学級数に1学級分の増加を上限とすることにより、特定の学校への過度な集中は、一定抑制できると考える。

【学校選択制のその他の課題について】

(風評等による学校選択)

- ・適切な判断をしてもらえよう、子どもや保護者にタイムリーに、詳しく正確な情報を提供する。
- ・希望調査の結果等の公表にあたっては、例えば、その学校の通学区域の児童生徒が、通学区域外の学校を選択希望した状況等については、配慮する等、公表の仕方に工夫する。

④ 学校選択のための情報提供

区広報紙への掲載や区ホームページ、区内掲示板への掲示等を行うほか、学校ホームページの充実などを活用していく。

⑤ 区が設定する指定校変更の基準について

「学校の設置又は廃止により通学区域又はその他の変更が生じることに伴い、指定校変更が必要と認められる場合」を導入

(a) 対象者

- ・令和7年度に小林小学校の第1学年から第3学年までに在籍する児童

(b) 指定校変更対象校への就学時期

- ・令和 8 年 4 月
- ・令和 9 年 4 月
- ・令和 10 年 4 月

(c) 指定校変更対象校

三軒家西小学校、泉尾東小学校、中泉尾小学校、北恩加島小学校、南恩加島小学校、鶴町小学校、泉尾北小学校、平尾小学校、三軒家東小学校

(d) 実施内容

- ・令和 7 年度に小林小学校の第 1 学年から第 3 学年までに在籍している児童について、指定校変更を行うことにより、令和 8 年 4 月、令和 9 年 4 月、令和 10 年 4 月のいずれかの時期に指定校変更対象校へ就学することができることとする。ただし、指定校変更の申請は 1 回限りとする。
- ・指定校変更を行う児童の兄姉が、当該児童と同じ学校に就学を希望する場合についても、指定校変更を行うことができることとする。なお、就学する時期は指定校変更を行った児童と同じ時期とする。

大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則(抜粋)

(区が設定可能な指定校変更の要件)

第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合、保護者の申立により、指定校変更を行うことができる。

- (1) 通学区域校よりも、住所からの通学距離が短い学校がある場合
- (2) 就学校として指定された中学校又は義務教育学校の後期課程（義務教育学校の前期課程からの進級を含む。）に希望する部活動がない場合で、当該部活動を行う中学校又は義務教育学校の後期課程に就学を希望する場合
- (3) 第1号の規定による指定校変更により就学校として指定された小学校と同一の通学区域を含む中学校に就学を希望する場合
- (4) 学校選択制により通学区域外の学校を就学校として指定されている弟又は妹（施設一体型小中一貫校を指定されている者を除く。以下この号において同じ。）がいる児童生徒について、弟又は妹が当該学校に就学する最初の日より、当該学校に就学を希望する場合

(5) 学校の設置又は廃止により通学区域又はその他の変更が生じることに伴い、指定校変更が必要と認められる場合

- 2 前項各号による指定校変更の実施の有無並びに実施する場合の手続及び要件（以下「指定校変更の方針」という。）については、あらかじめ区担当教育次長が作成した指定校変更の方針案をもとに、教育委員会の会議の議決により決定する。
- 3 区長は、前項の議決があったときは、指定校変更の方針について、公表しなければならない。
- 4 第1項の規定により、指定校変更を希望する保護者（以下この条において「区基準就学希望者」という。）は、別に定める書類を別に定める日までに提出するものとする。
- 5 区長は、前項の区基準就学希望者の数が受入可能な人数を超えなかった場合は、希望があった全ての児童生徒等を指定校変更が可能である者と決定し、超えた場合には、公開による抽選を行い、当該学校に指定校変更が可能である者を決定する。ただし、転入者についてはこの限りでない。
- 6 区長は、前項の規定により指定校変更が可能であると決定された者から指定校変更の申立があった場合は、指定校変更を行うものとする。